

令和2年第4回臨時会

(7月21日招集)

山都町議会会議録

令和2年7月第4回山都町議会臨時会会議録目次

○7月21日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 議案第53号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第7号）について	2
閉会	22

7 月 21 日（火曜日）

令和2年7月第4回山都町議会臨時会会議録

1. 令和2年7月21日午後2時0分招集
2. 令和2年7月21日午後2時0分開会
3. 令和2年7月21日午後3時44分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 議案第53号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第7号）について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 栢 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副町長	能登 哲也
教 育 長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	木實 春美	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	渡辺 八千代	環境水道課長	高橋 季良
農林振興課長	片倉 城司	建設課長	山本 敏朗
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	藤岡 勇
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	上田 浩
そよう病院事務長	藤嶋 厚美		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本 靖也 外2名

開会・開議 午後2時0分

○議長（工藤文範君） ただいまから令和2年第4回山都町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤文範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、西田由未子君、3番、中村五彦君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（工藤文範君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 議案をばっぱ一っつと見せてもらった中で、今日1日で終わるかどうかというのが……。大事なものがたくさんありますので、明日までという会期にしていただけないでしょうか。2日間をお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 採決をしたいと思います、異議がありますので。

本日1日間でする方がいい方、挙手をお願いします。本日1日間としたいと思います、賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長（工藤文範君） 賛成多数でございますので、本日1日間としたいと思います。

日程第3 議案第53号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（工藤文範君） 日程第3、議案第53号「令和2年度山都町一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） こんにちは。皆様方には、令和2年度、第4回臨時会を招集しましたところ、御参集を頂きまして誠にありがとうございます。

今日午前中、通潤橋復興事業竣工式を開催いたしました。久々の通潤橋の放水を見まして、感激でいっぱいございました。長い間、地震の影響から、そしてまた豪雨の災害復旧工事、長い間かかったわけでございますが、そしてまた、本来であれば、4月の19日に完成式を挙げる予定でしたが、コロナ感染症におけるところの非常事態宣言下というようなことで中止を

余儀なくされ、今日、放水が再開される運びとなったところでございます。今後、町民の皆さんの元気のもととなる一つの出来事かなという思い出開催をしたところでございます。

今回の臨時議会につきましては、議案第53号、令和2年度山都町一般会計補正予算（第7号）を提案いたしました。主な内容を説明いたします。

まず、早期の再開を目指しております、そよ風パークに関する新たな指定管理者の選定に要する経費及びパークの運営に要する経費です。指定管理候補者選定委員会の運営経費と、10月以降の指定管理委託料に関するものです。

また、施設運営に必要であることから、現在、そよ風遊学協会が所有しております資産の買取り経費も計上しております。

次に、教育用タブレットの導入に要する経費です。熊本県が実施します共同調達に参加するために必要な経費で、端末の購入費とソフトウェアの導入費用です。事業実施のため、県から早期の予算措置を求められているところでございます。

次に、災害復旧に要する経費です。7月11日に本町では、24時間雨量が385ミリに達する豪雨となりました。幸いにして人的な被害は出ませんでした。河川水位の上昇による浸水や山畑からの出水等で、建物に被害が発生しております。さらに、河川や道路及び農地や農業施設にも被害が発生し、早速、復旧に向け受付を開始したところです。現時点で緊急に行う必要のある災害復旧事業に要する経費を計上しております。

また、7月4日に、芦北、球磨地域をはじめ、県南地域に甚大な被害が発生をいたしました。被災自治体からの要請に応じまして支援を、今、我が町からも今日現在80名の職員を派遣しておりますところでございますが、今後につきましても要請があつておりますので、順次、職員を派遣していきたいという思いでおりますので、そのための必要経費を計上しておりますところでございます。

以上、提案理由を説明いたしました。

詳細につきましては担当課長より説明を申し上げますので、適切な決定を頂きますようお願いを申し上げます。説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明を致したいというふうに思います。お手元に議案第53号を準備いただきたいというふうに思います。

議案第53号、令和2年度山都町一般会計補正予算（第7号）です。

歳出から説明をいたしますので、9ページを開いていただきたいと思います。

2款1項の総務管理費でございます。1目一般管理費です。1,363万円を計上しております。7月4日発生の県南地域豪雨災害に伴いまして、被災自治体からの応援要請、避難所運営、災害ごみ処理、被害家屋調査、保健師業務などに対応するものでございます。

3節職員手当につきましては、7月から12月にかけて1日当たり6名、延べ173日間、1,038名分の時間外手当を計上しております。早朝と夜間分、それぞれ2時間、1人当たり4時間を基本としているところでございます。併せまして、旅費と公用車の燃料を計上しております。なお、災害派遣の車両のため、高速道路は無料となるものでございます。

次、11目の企画費です。43万3,000円を計上しております。新たな指定管理候補者の選定委員会委員の報酬と必要な旅費でございます。中小企業診断士、税理士などの有識者4名を予定しているところでございます。

6款1項商工費です。4目の観光施設費では2,282万5,000円を計上しております。そよ風パーク運営に必要なものを、現在所有するそよ風遊学協会から買い取るものでございます。専門家による査定を受けた仕分によるものです。

10節需用費に該当するものとして、評価額2万円以下のもの。

次のページの16節、公有財産購入費に該当するものにつきましては、そよ風遊学協会で整備されたホテルコテージや設備工事分、それから構築物の費用になります。

17節備品購入費に該当するものとして、車両関係、カラオケ機械、また、評価額が2万円を超える物に区分して購入するものでございます。総額で354万5,000円となるものでございます。

それから、新たな指定管理者への管理委託料として、10月から来年3月までの6か月分委託料1,928万円を計上しているところでございます。

9款1項の教育総務費です。小中学校に配備しますタブレット端末639台分の導入経費です。ソフトのインストール委託料として1,072万2,000円、タブレット購入費として1,948万5,000円、合計の3,020万7,000円でございます。財源につきましては、国のコロナウイルス感染症対策臨時交付金を充てる予定でございます。

10款の災害復旧費でございます。1目につきましては、現年度、農業施設災害復旧費は800万円を計上しております。重機借上料の300万円と、1件の応急工事費500万円でございます。特定財源は、県の補助金として工事費の90%、450万円を予定しているというところでございます。

3目の現年度林業施設災害復旧費では、林道への崩土が発生しておりますので、それを除去するための重機借上料600万円を計上しているところでございます。

2項の公共土木施設災害復旧費におきましては、12節で測量設計委託料360万円、13節で重機借上料700万円、14節工事費として1件の応急工事費1,000万円を、その次のページをお願いいたします、15節工事材料費として400万円をそれぞれ計上しております。特定財源としまして、国庫負担金667万円は、工事費の3分の2と起債による330万円を予定しているものでございます。

13款予備費は調整でございます。

歳入の部分を説明しますので、7ページをお願いします。

歳入の財源としてそれぞれ出しております。

12款地方交付税が6,009万8,000円。

16款の国庫支出金等につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

17款も災害関係でございます。

21款の繰越金が122万5,000円。

23款起債が330万円でございます。

3ページをお願いします。

第2表の債務負担行為の補正でございます。そよ風パーク指定管理料を追加をするものでござ

います。令和2年度分が1,928万円でございます。

また、新たな指定管理者との指定管理期間につきましては、5年間を予定するものでございます。年度途中での指定管理の取消し等がございましたので、今回の指定管理期間は5年と6か月とするものでございます。令和6年度と7年度分にそれぞれ3,856万円を追加し、追加の総額が9,640万2,000円となります。5年6か月分の総額といたしましては、2億1,208万5,000円となるものでございます。

次のページ、4ページは地方債の補正というものでございます。

予算書の表紙の次のページをお願いします。

令和2年度山都町一般会計補正予算。

令和2年度山都町の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億1,500万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和2年、7月21日提出、山都町長です。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第53号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 3ページの債務負担行為補正のところの意味がちょっとよく分からないところがあるんですけども。3年度、4年度、5年度はゼロの意味と、それから、前回の議会のときに質問しましたときには、もし、指定管理を再度されるということになったときには、5年のうちの残りの3年間ですねとお尋ねしたら、「そうです」というお答えがありましたので、そのこととの整合性を教えていただきたいと思います。

それと、9ページの、資産を管財人の方に査定していただいて金額が出ていますけれども、これはどういうふうこれから使われるのでしょうか。どうなるのかということです。前回のときには、これを債務の整理に使うというふうにおっしゃったというふうには私は理解していますので、その辺の説明を頂きたいと思います。

委託料については、前のときに、草刈りについては3月までの委託料だというふうの説明されたと思いますので、それはどうなるのか。草刈り等の委託については9月まで。そのときには、どこにするか分からないということでしたので、どこに決まったか教えていただきたいです。

10ページのタブレット購入費ですけれども、県の共同調達ですというふうに決定されたようですが、決定に至った経緯をもう少し詳しくお伝え願いたいと思いますし、どういう仕様になっているのかをお尋ねしたいと思います。

第1次補正と第2次補正が来ていると思うんですけど、それをどういうふうにですね。臨時交付金のことです。その内訳はどういうふうになっているのかをお教えていただければと思います。以上です。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） まず、3ページの債務負担行為の関係ですが、既に、年度で言いますと令和3年、4年、5年につきましては、まず最初に、平成30年の9月議会で指定管理料を提案しまして、それから消費税の導入の関係で、令和元年9月で追加分の債務負担行為を実施しているのです。ゼロという表記になります。

以上でございます。

（「あっ、3施設」「物価はにやあて」と呼ぶ者あり）

ですので、令和3年、4年、5年分につきましては、もう、修正まで変更しておりますので、今回追加する必要がないので、ゼロという表記でございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。指定管理の期間につきましては、確かに、3年、残りの期間というふうに前回の臨時議会のときにお話をしたところでございますけれども、私の確認不足のところもありまして、指定管理者制度に関する指針というのがございまして、取消しを受けた場合の、指定に取消しがあった場合の手続については、指定管理者の手続に準じて行うということで、この指針に基づいた指定の仕方によって次の指定管理者を募集するというところで訂正をさせていただきたいというふうに思います。

それと、そよ風パークの資産をどう使うかということでございますけれども、現在、遊学協会が所有する資産がそよ風パークのほうに残っておりますので、その資産をそのまま、すぐ使える資産でもございますので、使わせていただくということで、資産の買取りを行うものでございます。

それと、委託料の1,928万円につきましては、これも前回の補正予算で草刈り緑地地帯についての予算については、来年の3月までの分ということで計上させていただいておりました。今回の委託料についても、そよ風パーク全体を含めたところの指定管理委託料ということにしております。そこの緑地帯の部分を直営にするかどうかということについては、次の運営者が決まって、そこで協議をさせていただきたいというふうに思います。ですから、どちらかの予算は執行しないという形にしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） タブレットについてお答えします。県共同調達に至った経緯

を御説明申し上げます。

これまで県とは情報交換をしながら、町からの意見、要望を伝えているところでございます。県の仕様書はまだ確定はしておりませんが、発表されたら、内容や予算等を確認した上で、最終的に県共同調達に参加するかどうかを判断したいと思っております。

基本的には、前回も申し上げましたが、県共同調達のほうが専門性の高い仕様書を適用できる、大量発注により価格面での優位性が働くなどの点から、町単独よりもメリットがあるというふうを考えております。

続きまして財源についてですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第2次を適用させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 国の臨時交付金の件でございますが、1次配分分が約1億1,000万円程あったかと思っております。エアコンですとか、あるいは、消費喚起のための施策に使っております。まだ実施中でございますので詳しい中身もできませんので、実績報告と併せてこの結果が出てくるかなというふうに思っております。

2次配分分が約3億8,000万円ほどあります。現在、ヒアリング中というところでございます。今現在、主なものとしましては、先ほどありましたタブレットの分もございまして、消費の喚起、あるいは、コロナ対策用の経費ということで、各課に照会をし、現在ヒアリングを進めているところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 聞き漏らしたところもありますので、ちょっとお聞きしたいと思っております。

まず、9ページの指定管理候補者選定委員の謝金とありまして、また、費用弁償とあります。これらにつきまして人数がどのぐらいなのか、よかったらどういうメンバーの方がこの委員になれるのかをお尋ねしたいと思っております。

それと、そよ風遊学協会の資産購入と、その次のページの123万1,000円の資産購入ですね。それと、その下の備品購入で152万円。これは先ほど、車とかカラオケとかいうふうに説明がありましたけれども、すいません、もう一度だけその3点について内容をお聞きしたいと思っております。

それと、そよ風パークの管理委託料というのが1,928万円上がっております。これにつきましては、前回、直接管理するというので、経費が、前回予算が上がっております。今、課長の説明では、どちらかを選定するというふうな話がありました。前回の金額は、私、宙に覚えていないんですけども、この1,928万円の中に、芝の管理と、あるいはグラウンドの管理費は入っているのか。そうした場合には、役場のほうで試算されていると思っておりますけれども、別々にした方が安いのか、また、一緒に合同でしたが安いのかというようなことは試算されたかお尋ねしたいと

思います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 山都町指定管理候補者選定等に係る委員会の内容についてお答えしたいと思います。

委員におきましては、専門的な見地からの意見をより求めるために、民間経営、もしくは公の施設の管理、もしくは事業について識見を有する方、または、関係行政職員ということで、6名から8名程度で組織したいと考えているところです。

具体的に、中小企業診断士、税理士等、外部有識者の方4名を予定しておりまして、どなたというのは今後、予算決定次第、関係機関のほうに推薦をお願いしていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） まず、資産・備品等の詳細についてということをございましたけれども、公有財産購入費で123万1,000円の予算を計上しておりますが、先ほども説明がございましたが、給水施設の設備ですとか、ホテルのバルコニー、それと、バーベキューハウス、そういったものが入っております。

それと、備品購入費で計上しております152万円については、7台の車両と乗用草刈り機、それと冷蔵ショーケース、冷蔵庫、フライヤー、そういったもろもろの2万円以上の備品、器具について計上をしているところでございます。

それと、1,928万円の指定管理料の中には、先ほども申し上げましたが、芝管理、緑地帯の管理も含めたところの費用として入っております。基本的には、今年度指定管理料である3,856万1,000円の6か月分ということで計上をしているところです。

これを別にしたときに、直営でやったときと全体を委託でしたときの高いか安いということでございますけれども、これを単独で直営でやるとすれば、単価がございまして、そちらで計上すると割高になってくるということになるということになると思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 多分、高くなると私も思いますけれども、そこんところも十分に、指定管理をされる中で十分協議されながら、指定管理委員の人たちにもそこ辺のところ十分分りやすく説明してやっていただきたいというふうに思っております。

あと一つ、前回、6番議員からも質問がありましたけれども、自動販売機とかがあるわけですね。誰がもらいよるとか質疑がありましたけれども、そよ風遊学協会とかいう会社は実際残っていますよね、役員さんが3人ほどおりまして。予算上がったけれども、支払い先は役員が3人おられるところの遊学協会のほうに振り込まれるわけですか、備品購入費の金額は。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 資産の買取り金額については、まだそよ風遊学協会の通帳等もまだありますので、そちらのほうに振り込むということになると思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 指定管理料のことですけれども、そよ風パークを見に行きますと、本当にグラウンドの整備が一番大変かもしれませんけれども、ハウスとか、ほかにも木工の施設とか、あの施設を利用する指定管理料も入っていると思うんですよ。全ての中ですね。結局、今度また3,856万1,000円を組まれるということは、その全ての指定管理の仕事を引き継ぐという意味だろうと思うんですよ。

私が遊学協会のことを思いますと、してない部分ってあるんですよ。結局、ハウスの部分もしてないし、木工の部分も途中まではされておられたけどもしてない。そういう部分も入っていると思ってますけれども、その辺のところですよ。

今後、先ほど後藤議員が言われましたけれども、一括してするほうが安いというのは誰が考えている分かるんですよ。ただ活かしてほしいというのが一番なんですよ。ここは不採算だからしないとかいう部分で考えてもらうと困るなというのは、私は最初からそよ風パークは、あの施設はですよ、今は体験型の観光というのは非常に人気がありまして、あそこを活かしきれなかったのがこういうことになったんじゃないかと思います。

今度の指定管理の中に全てが含まれていると思いますが、そこ辺のところはどういうふうになっていますかね。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） そよ風パーク全ての施設について公募するというようにしております。木工を体験する自遊工房、それと、そよ風農園についても全然使用してなかったということではなくて、そこも木工体験を実際にやっておりましたし、そよ風農園についても野菜の生産等も実際に生産をされておりましたので、さらにそれ以上の利用ができるような形で運営をしていただくようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 今度、指定管理者候補者選定委員の皆さん方に、やはり、町としてはですよ、そよ風パークをどのような方向で管理してほしいという方針をきちっと定めとって、こういう方向で審査していただきたいということをしとかんと、結局、私はしますけどそこまではという誤差が出ると非常に困ると思います。山都町にとっても非常に大切な施設でございますので、やはり失敗は許されませんので、よろしく願いしときます。

○議長（工藤文範君） 5番、興柁誠君。

○5番（興柁 誠君） パークの件ですけれども、今、飯開議員のほうから質問ありましたが、再出発するというような話になっていくわけですので、その意気込みを町としての考え方をしっかり持っていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

それから、この手続の流れをちょっと見てみますと、今日は21日で、議会で補正が通過すれば、早速、選定関係の作業に入っていられると思いますが、2か月余りの流れになっておりますが、この2か月間で10月1日から必ずスタートができるものなのかどうなのか。そこ辺の執行部とし

てのお考えをお聞きさせていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お手元のほうに説明資料があるかなというふうに思いますが、全体的にこの予定でいくということで、様々な計画を立てているところでございます。もちろん各課の連携というのが重要でございますので、やっていきたいというふうに思います。10月1日を目標としているところでございます。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） そよ風パークのことなんですが、遊学協会が4月に1年分の管理委託料3,800万円、そのまま受け取られて、12分の10か月分、3,200万円を本当は返さなければならないような状態なんですが、今日、上がっております資産の購入費というのは、これはまた払うわけですか。それは相殺するべきじゃないかと思うんですけども、そこあたりはどういうふうに処理されるわけでしょうか。この三つに対して、それを買取りをするということは、3,200万円が戻ってきたならば当然いいんですけども、戻ってこんならば、その分は相殺するべきというふうに思いますけどもいかがなんでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。そよ風遊学協会の資産については、これから次の指定管理者の選定に入るわけでございますけれども、できるだけ早く営業を再開するというところで進めているところでございます。営業再開に当たってはぜひ必要な試算でございますので、町のほうで買上げをして、営業再開に向けてその資産を使っていただくということにしているところです。

購入費用については、遊学協会のほうにお支払いをしますけれども、支払ったお金については、現在、破産申立ての準備をしておりますが、そちらのほうで処理をしていただくという形になると思います。

確かに債務はございますけれども、町のほうの債権もございますが、手続上はそういう形で進めさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 2点質問いたします。

今、課長のほうから答弁のあった話で確認させていただきたいところなんですが、破産申立ての手続が今後進んでいくというところだと思うんですけども、そうなった際のそよ風遊学協会の資産というのが、各債務に、破産管財人に裁判所の命令で配分されると思うんですけども、その際に今回こうやって予算立てされている購入された資産が元に戻されたりしないのかどうか。もうちょっと私も心配なところがありまして、確認させていただきたいと思います。

要するに、破産申立てをして、その後処理が進んでいく際に、破産が確定しているところまで資産の状態を巻き戻される可能性があるというのを私もちょっと予備知識として入っていたものですから、そういうことで元に戻ってしまうようでしたら、この作業が無駄に終わってしまうこ

ともなりかねないかなど。そういうことがないならこのままでいいかなと思っておりますけれども、そこを確認させてください。

あともう1点は、タブレット購入費と、あとは教育用ソフトウェア購入委託料ですね。ちょっとここ、内容をもう少し細かく教えて欲しかったんですが、639台分ということで1,948万5,000円ですと、大体計算すると1台当たり3万円ちょっとぐらいなんですけれども、タブレットを購入するときの代金として1台3万円として上がってきているのか。それとも、文科省から1台4万5,000円までは国のほうで負担しますということが上がっていたと思うんですけれども、とすると、それとこの3万円足して7万5,000円分を用意されているのか。仕様が出てないので、果たして仕様も、ベーシックモデル、応用モデル、いろいろあると思うんですけれども、そういうのが出てない中でどのように積算されたのかなというのが1点です。

それと、教育用のソフトウェア導入委託料、中身をちょっと教えてほしいなと思ってまして、OSとか、あとはセキュリティソフトとか、いわゆるキッティングというような作業の代金になってくるのか、それともソフトウェアそのものの代金なのか、その辺りもちょっと教えてほしいなと思ってます。

あと保守関係もどのように考えられて積算されているのか、そこもお願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 資産の買取りについてでございますけれども、町のほうも顧問弁護士のほうと協議をさせていただきまして、専門の古物商ですとか、そういった車両機械、OA機器等の買取り販売をされる業者さんに依頼をして、価格を算出していただきました。その価格を今回予算に計上させていただいたところでございますけれども、今後、破産手続が進んで管財人が決まった段階で、資産の買取りのほうを管財人と協議をさせていただきたいというふうに考えております。事前に、先に購入ということではなくて、決まった後で購入をするということにしております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 御説明させていただきます。

まず、17節の教育用タブレット購入の内容について御説明申し上げます。

山都町では、平成29年度から令和元年度までに、児童生徒用タブレットとして204台を購入しました。今回は、それ以外の児童生徒数分を一括で購入します。令和2年7月11日現在の小中学校の児童生徒の総数は843人です。今回は残りの639台分のタブレットを購入したいと考えております。購入額は、見積りにより1台7万円を予定しております。639台分のタブレット購入費総額は4,473万円です。

なお、本事業には国の情報機器整備費補助金が適用されます。補助対象は、児童生徒総数の3分の2に当たる561台で、1台当たり4万5,000円が措置され、補助総額は2,524万5,000円となります。町予算書の17節の備品購入費に計上している教育用タブレット購入費1,948万5,000円は、タブレット購入費予算総額の4,473万円から、国の情報機器整備費補助金2,524万5,000円を引い

た額です。どうして国の分が出てこないかと申しますと、国の情報機器整備費補助金は国から納品業者に直接支払われるため、町予算の歳入歳出には出てこないものでございます。

続きましてソフトウェアについてですが、この1,072万2,000円の予算については、ソフトウェアそのものの予算でございます。事業支援用と学習支援用について、それぞれ1種類ずつ導入する計画でございます。

最後に、保守点検についてでございます。保守点検については本予算の中には計上しておりません。これはなぜかと申しますと、タブレットを最初に購入した平成29年度から本年度まで、学校における破損や紛失の事例がないためでございます。今後、児童生徒数が減少するので、仮に破損した場合も、ある程度ストックがあるのではないかと思います。

また、1年間のメーカー保証もついてくる予定でございます。別途保険代をかけると1台当たり約6,000円かかります。639台分だと、年間383万4,000円必要です。これまでの実績から考えると、現状では別途保険代をかける必要性は低く、その都度ほかの既存タブレットによる補充対応、または個別修理の対応がコスト的にもいいのではないかと考えます。

また、セキュリティー代金、これについては今後、検討が必要なところだとは考えております。今のところは予算的には入れておりません。学校内部で使う場合は町のサーバーを経由しますので、セキュリティーがかかっております。仮に家庭での遠隔授業等を想定した場合、ここは検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 先ほどの質問の続きでございますけれども、破産管財人が決まってから支払うというようなことを課長おっしゃったんですけれども、10月に指定管理をするようにしておりますが、その時期に間に合うんですかね、実際は。要するに、そこあたり、お金を払うという形が出てこなければ品物は使えないわけですよ、実際。その前から使えるわけですかね。管財人が決まってからとおっしゃったでしょう。そしてからお金を支払うと。お金を支払って、それを、いうなれば差押えじゃないけども、使えるような状態に10月までにはしとかんと一切使えないわけですね。そこあたりの時間的な考えはどういうふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 今、債務等、財産の整理を裁判所に申し立てる前の準備をされているところでございますけれども、現在のところ7月下旬か8月の頭には裁判所のほうに申立てをするというスケジュールで今進んでいるところでございます。それから数日で管財人が決まるというふうに伺っております。

以上でございます。

（「10月の指定管理に間に合うのか間に合わないのか」と呼ぶ者あり）

10月の再開に間に合うということです。間に合わせます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 指定管理者募集要項というのはもう決定しているそうですが、先ほど8番議員のほうからも言われましたが、徹底してくれというか、次の者にはこういうことを気をつけてと、そういうことが要綱には書かれているんでしょうかね。今度立候補されて指定管理者になれる方が、今までの方と違うようなやり方で違う結果を出さなければ何もならないでしょう。その点は何か保証というか、仕組みというか、されておられますか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） そよ風パークの指定管理者募集の要項については、対象施設の概要ですとか、募集に当たっての基本的な考え方、それと管理を行う上での管理の基準とか基本的なところを記載をして、具体的な運営については提案を求めていくという形にしておりますので、指定管理を受けようとする事業者ごとにこういう運営をやっていく、こういう効率的な運営をやるというようなところの提案を受けながら、選定委員会のほうで選定をしていただくということにしております。

具体的に町のほうから、これまでの経営状況というのはお伝えすることは可能かと思えますけれども、新たな事業展開についてはそれぞれ応募される事業者さんに委ねるところが大きいというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 委ねていいんでしょうかね。こっちから、例えば選考委員会というか、会の中で、こういうところはこうしてくださいとか、要望というか条件等を出していかやんとじやなかろうかと思えますが、委ねて結果はおんなじだったで、そういうときはどういたしますか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 応募を受け付けるまでについては、事業者の事業提案を受けていきたいと思えます。

指定管理者として決定をしたならば、これまでのそよ風パークの運営上で問題となっていた課題等も含めて、その事業者と協議をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） そうなってからじゃなくて、今度選ぶときにハードルを設けて何か対策を打ってかんといかんと思えますけれども。いかがでしょうか、町長。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お答えします。先ほど飯開議員からもありました。そしてまた、中村議員から、町の思いを次に受けていただく方々に、今、5者か6者か希望があっているというふうなお話でございますので、そのプランは今後順次出てくるかなという思いではありますが、何回か選定委員さんの方々とも町の思いも共有をしながら、選定委員の方々、そしてまた業者、業者となったつが悪うございますが、希望される方々とも町の思いを伝えられるような場を持ってい

かなくちゃいけないなという思いでおります。

具体的にどのような形で募集要項に入れられるかは、まだ、正式な募集要項を決めておりませんので、そういうふうな中で、挿入できる部分については挿入をしながら、町の貴重な財産であります、二度と今までの轍を踏まないような形の中で進めていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 公募をされるということですが、7月のこれを見ると、もう後半ですよ。それで、もしですよ、ここまで考えとかにやいかんというのが1社しかなかった場合、それか全くなかった場合、その辺のことを執行方は考えておられるのか。ただ1社あっても、これに値せんようなことになれば全然駄目なのか。その辺のことを考えてもらっていかないと、この辺のスケジュールがごろっと狂ってきますよ。その辺はいかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 1者でも選定委員会に諮って審査をするということでございます。

もちろん、応募者がいないということもありますので、その場合につきましては、現在の直営の体制を取るのか、あるいはまた違った方法を取るのかという二者択一になるかなというふうに思っております。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） もし、1者あったとしても資格に値せんときには、これは乗らないということで考えてよろしいですかね。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） あくまでも指定管理の候補者の選定委員会の意見として町長に報告をしたいというふうに思います。その後の正式な決定になるかというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 質疑の途中ですけれど、これからしばらく休憩いたします。

休憩 午後2時58分

再開 午後3時09分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 他の議員からもいろいろお尋ねがあったそよ風遊学協会との清算の仕方について、もう一度お尋ねをします。

指定管理料の3,200万円の返還と、町への借入金の返還を求めていらっしゃいましたが、破産ということで、破産申立てをされて破産管財人を決めて、パークにあったものの買取りをして、そういうのの相殺ということもさっき出ましたけど、そういうふうになるのかといたら、それでもそうでもない。破産管財人のほうで、ほかにも債権者がいらっしゃいますよね。そこの

債権者集会みたいなのがあって、債権者説明でどこにどんなふうに分配していくというのが今から決まっていくなだろうと思いますけれども、そよ風遊学協会の財産の処分については出ていましたが、私個人で調べたことなので間違っていたら訂正していただきたいんですけども、普通の会社が破産したときには、同時に社長も自己破産をして財産を全部あるものは出してもらって、それを債権者に分配というのもあるというふうに思うんですよ。だから、そよ風遊学協会にあった財産の処分プラス社長の財産差押えというのはないのですかと。だから、社長の責任ですよ、経営責任というのはないのですかというのをお尋ねしたいと思います。

それと、早期のパーク再開というのを目指されて一生懸命されているのはよく分かるんですけども、もう一遍開ければいいというもんじゃないと思うんですね。パークは再開だけじゃなくて再建しないといけないんだと思うんです。

今日の臨時会では、債務負担行為の分まで出て、こういうふうにしますというふうに出てきましたけれども、その前にいろんなやり方があるよというのは何遍も議会の中で言われてきたと思うんですね。

例えば、そよ風パークのいろんな施設については、建設から修理、この間9,000万円かけて給湯設備と宿舎の改修をしました。そういうことだったり、いろんな備品も全部そろった中で、また指定管理料を払ってすべきかと。そういうことの検証もないままにこうやって出てきたのは、私は非常に残念でした。もうちょっと、いろんなやり方があるということを練り上げた中で出されてくるのかなと思っていましたので唐突な感じがいたします。

例えば、パークのような施設は全部町のものでありますので、それを民間の会社に貸し出しますよと。だってそれだけの初期投資は全然要らないわけですから、その会社にとっては。初期投資なしであとは経営をお任せしますので、基本協定はちゃんとして、例えば、町民の出入りはただで自由にさせてくださいとか、雇用は町民からお願いしますとか、農産物はできるだけ地元でとか、そういう最低の協定を結んだ上で、あとはお任せしますよという形でもいいんじゃないですかという意見も私は出していました。どうしても芝生管理が難しいなら、芝生の管理だけの管理委託料でもいいんじゃないかという考え方だってあるんですね。そんないろんなのをなぜ論議せずに今回出されてきたのかというのが、とても疑問です。

パークをどういうふうに再建していくかということで、なぜ同じように、同じような指定管理料を出してきて、新しい指定管理者の選定をしようと思われたのか。とても苦しい思いをして、会社が破産をして再建しようという決断をされたのに、また、同じことをされるのか。とても疑問なんですね。そこにお答えいただきたいと思います。

だから2点です。借金、それから、指定管理料の返還、どんなふうに要求されていくのかということと、社長の責任どこまでか、町の責任どこまでかということと、再度の指定管理をされるに当たって、なぜ前回と同じような提案の仕方をされたのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 会社の経営責任ということで、社長は自分の個人の財産も

なげうって責任を取らなければいけないんじゃないかということでございましたけれども、会社が法人格を有している場合は、会社としての出資の範囲内というのが原則というふうに、インターネットでも、顧問の弁護士のほうからもお伺いしているところです。これが個人の会社であるならば個人の資産もを出すということも考えられると思います。今回の場合は、町と別人格を持つ法人の会社でございますので、その出資の範囲内ということで考えております。

ただ、経営の責任というところでは、もし、これまでの経緯について大きな過失とか、そういったものがあるのであれば、責任が及ぶことも考えられるというふうに考えます。そこは、こちらで判断する部分ではございませんので、法的なところで判断をするのかどうかというのはちょっと分かりませんが、そういったところの責任も及ぶときがあるということを伺っております。

それと今回、指定管理者制度という形でまた新たに提案をさせていただきました。当初は物産館だけでも、レストランだけでも早く再開をしたいという元社員の方の御意見もあったところでございますけれども、要は全体で、ホテル部分、コテージ部分も運営しながら全体を運営しないと、レストランの運営も、ホテルの宿泊者が朝御飯を食べに行ったり、お昼を食べたり、夕食を食べたりという部分で、連携しながらレストランの運営も行ってたということで、全体で運営しないとレストランも物産館も立っていかないということの意見も、協議をする中でそういう御意見もございましたので、全体として指定管理を出すということに至った次第であります。

貸付けとか売却とかという御意見も確かにあったところでございますけれども、いち早く、できるだけ早く再開するには、指定管理制度で指定管理者を選定するほうが、数か月はかかりますけれども、いち早く再開ができるのではないかとということで、今回指定管理者制度による事業者の選定をお願いするということになりました。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 破産の申立てがもう私は終わったものと思っておりましたら、7月から8月にかけてということでした。前回の臨時議会のときは、弁護士さんが決まっていますかって言ったら、もう決まっていますということで、弁護士さんが決まったところまでは報告を受けておりました。

備品とか、2万円から5万円とか区分けしてありますが、これの査定は誰がしたのか。私はもう破産の申立てされて、破産管財人ができたから破産管財人の下で、財産というかそれに対して評価をされたらと思っておりましたら、今聞きましたらば、まだ申立てをしていないということは、破産管財人もまだいらない。では誰が査定をしたのか。古物商にお尋ねをしたりしてその値段を決めていただいたとおっしゃいましたけれども、査定は誰がしたのかということですね。

そもそも、破産ということは債務整理の手続をもって破産の手続のために破産の申立てをするということなんです。前回の臨時議会のときに、破産の申立てって誰がするのかって言ったら、遊学協会です。会社が破産しますと。だけど、ずっと前回から今回まで、この議会を通してずっと見てみますと、役場が破産の申立てをしているように思います。

この前は2番議員が、弁護士さんの費用は、会社が破産するんだから、会社のことですから、弁護士費用は会社が持つんですよねって。だったらこれは立替えなんですかって言ったら、課長は立替えですということでした。でも、ずっと聞いてみますと、役場が何もかもしているようにですね。

先ほど、資産を買い取ったのはどうしますかと。その回答は、遊学協会の通帳が残っておりますので、そこに払い込まれると思いますということでした。これは破産管財人がどうするか分かりませんので、思いますということだったと思いますが、どんどんどんどん質問していく中で、いやいやまだそれは買取りはしませんと。何か、質問に応じて、もう決まったように言ったかと思えば、いやいや今からしますとか言ったり、町の基本方針がきちんと私たちに伝わりません。

ですので、例えば、破産管財人が今から7月から8月頭か知りません、8月いっぱいには申立てをするということですが、その順序立てをもう一回整理してお話をさせていただきたいと思います。

その査定は誰がしたのかということですね。査定の命令も誰がしたのか。破産管財人ができないうちにそういうことをしていいのか。弁護士さんがされたのかとか、破産管財人さんの役割が何なのかとか、いろいろ疑問に思います。その順序立てをもう一度説明を頂きたいと思います。

それから2点目。先ほど課長の説明では、例えば緑地の草刈り費用なんかが多額にかかり、そこに管理費がかかるのであれば、今後、指定管理選定をした後に決まった業者さんと話合いの末に変更もあり得るとおっしゃいました。

例えば5者、これに応募してきたとします。その1者が決まりました。その1者の人と協定を結んでやっていくうちに、そういうふう途中で、いやいやここは不採算部門ですから、ここをしなくて結構ですよと言ったとします。そしたら、ほかの4者が、いやいやそういうことだったら私たちももっとそこに力を入れてするはずだったとか。それは条件を後で変えるということとはとても、これはあってはならないことだと思います。

例えば、災害とかあってどうしてもしなければならぬというなら分かりますけれども。最初の条件は皆、おなじです。その条件に乗ってきて、きちっと審査を受けて、そして1者が決まります。その決まった業者と話合いながら、いやいやここはこうしますと、それはあってはならないことだと思います。5年は5年、それでしっかりと頑張っていていただかなければならない。そのために指定管理料というのを細かく積算して積み上げてきておられるわけですので。やっぱりそれでも、その業者とその後変更をしながらでもしていきますよと。本当にそうなのか。

先ほど課長は前回の訂正もされましたけど、議会というのは訂正があってはならないと思いますね。ですから、分からないことは分からないとおっしゃったほうが、前回のように、指定管理は残りの3年ですって、私も不思議だなと思いました。次の人と契約するんだらば、やっぱり5年は5年でしょうと思ったけども、あのときも3年と。しかし今日は、いやいや、誤りでしたということでしたので、そういうことがないようにですね。何のための議会か分かりません。皆さんで決めたことはしっかりと守っていかなければなりませんので、後で訂正がないようにしっかりとした検討を頂きたいと思います。

取りあえず、その2点をお伺いいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 破産申立ての件でございますけれども、前回の臨時議会のときに、そよ風遊学協会は資金がないので、町が債権者として申立てをしますということで御説明をしたと思います。申立てについては町が申し立てるということでございます。

それと、先ほどの指定管理の募集についてでございますけれども、基本的にはそよ風パークの施設全体を管理していただく方を募集するというようにしております。前回の予算で、緑地の部分の直営の管理の予算を計上させていただきましたけれども、10月以降の管理については、施設とそよ風パーク、そよ風広場、それと緑地も含めた全体を公募するというところでございます。

それと、資産の査定についてでございますけれども、査定をしていただいた名称については、田尻商店というところに査定をしていただきました。ここも顧問弁護士のほうから御紹介を頂いて、ここだったらいろんなものの査定ができるということで御紹介をいただいた業者に査定をしていただいたところです。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 先ほど、経営責任はということでお尋ねしたときに曖昧でしたね。どこが判断されるのか、どこまでが町の責任でどこまで、どこまでが経営者の責任かというのは、やっぱりそこははっきりしないと、今度また新しく指定管理者が決まったときにも同じようなことが出てきたときに困ると思います。そこははっきり、町として、ここまでは町が見ます、ここから先は指定管理を受けたところの責任ですよというところが協定の中にきちんと表れるようにしていただきたいと思いました。

それと不思議なのは、先ほど私がお尋ねした、社長が自己破産してということは出資の範囲内ですからもうしないということになりますよね。でも、出資したのはみんな町ですよ。全部1億円出資していますね。そして、査定を受けて、ここで出ているお金は備品等をそのままパークにおいて次の人が使えるようにするわけですから、そのお金は、全然3,200万円、指定管理料にも足りませんし、借金の1,980万円にも足りません。だけれども、どこにも債権を返していただく、借金を返していただくものはないということになるわけですよ。ありませんよね、どこをたたいても。それでじゃあ終わりにするんですかと、おしまいなんですかということなんです。

それはもう、山の都創造課長だけがお答えするべきところではないと思いますので、責任ある方、もちろん山の都創造課長も責任ある方ですけども、きちんとその辺はどうされるのかお答えいただきたいと思います。全部町費をつぎ込んできている部分が返ってこないということでしょう。そういうことになりますよね。それをどう町民に説明したらいいのかなと思うんです。それが一つです。

それと、やっぱり、再度、指定管理ということでされていくのであれば、私は指定管理者は決めてもいいと思うけれども、指定管理料は要らないと思っていました。言ったかと思えますけれ

ども。指定管理料なしで頑張ってくれる。だって、全部そろっているんですよ。建物も、いろんな備品もみんなそろっている。

それに、あと指定管理の中身って言ったら、多分こういうことだと思うんです。そよ風パーク管理業務仕様書というのが前回のときに書いてあるので、清掃、電気設備、保守点検、浄化槽の保守点検、空調衛生設備の点検、消防用設備、自動扉、冷温水装置、通信機器、エレベーター、植栽管理料、これがあれですね、芝生になると思います。重油タンク、小さな修繕、施設の警備等々です。これって普通の会社だったら自分ですることでしょう。それをみんな指定管理料ということで出すということは今までしてきましたけれども、それでいいのかというところに立ち戻らないといけないと思うんです。

遊学協会の場合は、残念ながら本当はこういうところに使わなければいけなかったのに、経営難で前年度の借金返済に全部使われていたという事実がずっとあるわけですから、そこを踏まえての再度の指定管理っていったときには、やっぱり見直した、再建に向かったの指定管理の在り方というのがあると思うんです。だから、募集されるときに、先ほどちょっとお尋ねしたときにこれは書かないといけないと言われてたんですけど、指定管理料なしでもやっていけますというところを、そういうところの心意気のあるところ探してほしいと思います。

そして、今年度これで指定管理料を出さないといけないことになるのであれば、今私が言った中身を幾ら使ったのか。ほかに流用できないように、目的外に流用しないで、ちゃんとこれこれに使いましたと。今年は余ったから返しますぐらいの、そういう管理料の在り方であってほしい、せめて。私はゼロでやってくれるところを探してほしいと思いますけど。曖昧な形での指定管理料を支払うことは私は絶対反対です。その辺はいかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 現在、町が出資しているそよ風遊学協会につきましては、今後、破産の最終的な確定に至るまで少し時間が必要かなというふうに思っております。それを踏まえながら町としてどう対応するかというのは様々に検討するところがあるかなというふうに思っております。今のところ、破産の最終的な額まで確定しておりませんので、町の債権額は議員がおっしゃったとおりでございますので、それに対して町としてどういった行動が取れるのかについては慎重に検討していく必要があるかなと思います。

それから、指定管理のいろんな応募方法については、それぞれ提案者の意見があるかなというふうに思いますので、今回は、先ほど山の都創造課長も説明しましたとおり、5年間の指定管理ということで提案したいというところがございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 災害復旧費でお尋ねいたします。農災、林業施設災害復旧、それから公共災、防災無線ではそういう災害があったところは申し出てくださいという期限はまだあった

かなと思いましたが、締め切られた後の予算でしょうか。大まかにどのくらいの件数があったのかをそれぞれの項目ごとに教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それではお答えいたします。まず、今回予算に組んでいる部分でございますけれども、公共災に伴う建設課のほうの予算と農災に伴います農林振興課の予算、それぞれでございますけれども、公共災につきましては5月から6月30日までに被災した部分で予算を計上しております。

委託料についてはその分で計上しておりますけれども、原材料費、重機借り上げ等につきましては、7月4日から11日にかけての豪雨災害の崩土除去等については、予算を今回計上しております。

また、先ほどの農災、公共災の受け付けでございますけれども、防災無線で、本日21日までにそれぞれ支所、本庁のほうに申し出て下さいということで放送しているところでございます。

ちなみに、公共災のほうでございますけれども、7月4日から21日までに発生しました件数でございますと、昨日まで道路61件、河川が37件、合計98件の申請がっております。

なお、現在、通行規制をしておりますのは、1路線で路肩決壊によりまして片側通行の規制をしているところでございます。その部分の工事に伴います予算を今回、工事請負費として1,000万円を計上しております。

なお、これにつきましては、熊本県と事前協議も終わりました、現在実施設計を行っております。早急に発注をしたいというふうに考えております。

農災につきましては、まだ確定していない部分で委託料とかは組んでおりませんが、崩土除去とか原材料については必要な分で予算を計上しているのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 皆さんが御存じのとおり、7月の4日、県南豪雨がありまして、その後県北、また、7月11日に山都町にすごい豪雨があったということで、今、建設課長が申しましたが、実際はまだ出せるか出せないか分からない人というのがかなりあるんですよ。これが一つは、激甚になるのかならないのか。あるいは、農災関係でいくと、40万円以上になるのかならないのか。そういったところが分からなくて、そのままの人が結構まだあるんですよ。

今日まで申請を打ち切るという話ですけども、まだ私のほうにも今日も話があったぐらいで、まだどうすればいいか分からない人がまだいっぱいいるんですよ。人に聞きながら、町のほうに申請に行ったりしよるとというのが現状であって、その辺も含めてもちょっと増えるんじゃないかって思った方がいいと思います。

特に農災関係は、農林振興課長いらっしゃいますけど、農災関係はみんな分からないんですよ。このくらいのくえはどうなんだろうって、そういうのがいっぱいあるんですよ。だから一応出し

なっせとは言っているんですけども、これがまた難しくて、どっちが出すのか。上から下にくえとって、じゃあ、上の人なのか下の人なのか。もう一つは間に農道が入ったと。で、上から下までいっとる。これはどっちがすつとやと。その地域ですとか。そういう話が今日も朝からあってるんですよ。そういう関係がまだいっぱいあるということで、もうちょっと猶予を持っていただかないかなだろうと思いますし、また、予算ももっと取っとく必要があるんじゃないかと思います。

特に下名連石は町道も結構くえて、今んとこ辛うじて通れるようにはなっていますけども、片一方は土砂はまだそのまま。落ちたほうもそのまま。通れるだけ。これはまだ重機代とか何とかかかっていくはずなんですよ。もっと予算を取っとく必要があるんじゃないか。

それから、個人の家に来とる部分です。これ誰はがするのか。上はよその畑だったと。よその家に土砂が来ておる。この辺、どちらが誰が見るのかとか、そういった部分もまだいっぱい問題提起されておる状況なんです。予算があれば、多分、それは建設課でしましよとかそういう話になるんでしょうけども、それはどうですかねとか、それは農災じゃないですかねとか、そういう話で、まだ全然分からない部分がたくさんあります。だから、どちらも予算的にはもうちょっとみとってほしいかなと思います。

災害復旧関係はそういった感じでいろんなことがありますので、もうちょっと考えてほしいと思います。

それからもう一つ、さっきコロナの1次と2次の対策費というのがありましたけども、2次で3億8,000万円というお金が来るということで、今それを検討されておるとい話ですけども、こういういろんな災害が発生しておる中で、避難所ですね。避難所関係の点検といつか、そういったところも1回するべきだろうと思います。避難所に避難しました、ところがそこが雨漏りしよったとか、トイレが使えませんか、男女別ではないとか、いろんなそういう問題があるかと思しますので、一度その辺の点検をしていただいて、もし、そういうところがあるんであれば、こういったコロナ対策のお金が来るんであればそういったのを使って、避難所あたりはちゃんとした避難所であるべきだと思いますので、そういう整備補修、そういったのもしていく必要があると思いますので、そこは提案です。考えてほしいと思います。

それから、ついでですけども、議員の研修費用を戻すといつか、コロナ対策で使ってほしいとい話をしましたけども、7番議員からちゃんと何に使ったかを説明しろとい話がありましたけど、もうそろそろこういうふうに使いますとい話をしてほしいと思います。議員みんなでコロナ関係に使ってほしいとい話をしたんで、それをどういうふうに使いますと。まだ検討中であれば、仮設テントでん何でんそういったのを買いましてって、議員の研修費をそっちに回しましたって、そういう話をしてほしいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議あります。異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、議案第53号「令和2年度山都町一般会計補正予算（第7号）について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和2年第4回山都町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後3時44分

令和2年7月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第53号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第7号）について 7月21日 原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
